

ほっとステーション4年間の歩み
(平成13年～平成16年)の報告について

第5回今後の児童家庭相談体制の
あり方に関する研究会

平成17年6月17日

水巻町教育委員会
児童少年相談センター

ほっとステーション4年間の歩み (平成13年～平成16年)

水巻町教育委員会
児童少年相談センター

1, 水巻町の概要

水巻町は北九州市に隣接する、面積11.03km²、人口約32,000人の自治体である。児童関係の施設としては、中学校2校、小学校5校、幼稚園3園、保育所5園、学童クラブ5ヶ所、子育て支援センター2ヶ所、母子生活支援施設1ヶ所を有している。

2, 相談センターの設置

水巻町では高齢者対策と合わせて、不登校対策や、若い世代の子育て支援が大きな政策課題となっており、子どもへの関心が高い町である。

相談センターは、行政と議会の協議を経て、0歳から19歳までの子どもの発達段階での本人や家族のあらゆる問題・相談に対応できる相談機関であることに留意し、水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例により、水巻町児童少年相談センター（以下相談センター）が平成13年4月に教育委員会生涯学習課に設置された。

設置当初は、旧保育所を一部改修しての設置であったが、平成16年4月に新築移転し愛称を「ほっとステーション」と命名した。

新相談センターの建築面積は210.6m²で、事務室1、相談室2、子供室2、多目的室1、倉庫1となっており、宮崎県産杉の間伐材を活用しての木造平屋建のセンターである。

3, 相談センターの相談対象、業務および機能

1) 相談対象 0歳から19歳までの本人及び家族、関係機関

2) 業務

①児童虐待の防止に関する業務

②いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務

③その他未成年の健全育成に関する業務

3) 機能

- ①相談機能
- ②ネットワーク機能
- ③居場所機能

4, 相談センターの職員体制

職員体制は、所長1名、相談員3名、臨時事務職員1名の5名体制である。

それぞれに下記の資格を持ち相談業務を行っている。

職名	資格	相談歴
所長	シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタント	いのちの電話相談員
相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネージャー、 社会保険労務士、産業カウンセラー	精神科ソーシャルワーカー 老年医療相談員 家庭児童相談員
相談員	保育士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、 教育カウンセラー	いのちの電話相談員 母子支援施設相談員
相談員	教員	進路指導

4名の相談員はカウンセリング理論やスキルを習得しており、本人や家族のあらゆる相談に対応している。

家族の相談では、相談員が母親担当、父親担当等と役割を分担して相談にあたり、所内のケースカンファレンスで相談者の問題等を検討している。

相談は通常はセンター内で受けるが、家族の希望等により訪問により行うこともある。

5, 水巻町いきいき子どもネット（平成14年2月16日設置）

平成16年児童福祉法改正により設置が求められている要保護児童対策地域協議会については、水巻町では「いきいき子どもネット」という名称で平成14年2月16日に設置された。

- 1) 水巻町いきいき子どもネットワークの構成は、現在32名の委員で構成されている。（別添一1 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例及び水巻いきいき子どもネット運営規則参照）

ネットワークの委員構成は以下の通りである。

- ①保健・医療機関の代表者 医師1名
- ②教育関係機関の代表者 小・中学校長4名、幼稚園園長3名
- ③福祉関係機関の代表者 児童相談所1名、保健福祉環境事務所1名
保育所3名
- ④司法関係機関の代表者 保護司1名、弁護士1名、警察官1名
- ⑤議会・行政職員 議会3名、行政（福祉関係、教育関係）3名
- ⑥その他の委員 区長1名、公民館長1名、民生委員児童委員1名、社会教育委員1名 主任児童委員3名、青少年問題協議会委員1名、PTA2名

- 2) いきいき子どもネットは、それぞれの機関の代表者の会議として年2回と委員研修を年1回開催している。
- 3) いきいき子どもネットには、水巻町での年間の相談件数や相談事例から見える子どもや家族の状況について、相談者のプライバシーに配慮して情報を提供し相談センターの運営などについて検討を行うことで、相談センター役割や機能に対する理解や信頼を深めている。
- 4) いきいき子どもネットは代表者会議の下部組織として、地域連絡会議と事例検討会議を設置している。
 - イ) 地域連絡会議は、職域毎の連携を深めるために幼保連絡会議と中学校区協議会を設置している。それぞれ2回程度の会議を開催し、子どもや家族の情報の交換や対策の検討を行っている。
 - ロ) 事例検討会では、関係機関の機能を活用して、ケースが抱えている問題の解決のための支援のあり方を検討している。
- 5) 相談センターが専従の事務局となっており、いきいき子どもネット、地域連絡会議、事例検討会の開催日程の調整、記録や統計資料の作成等あらゆる事務処理を担当している。
- 6) 通所の児童、生徒のコミュニケーションをとり、学校と連携して登校できるように方向づけをしている。

6. 連携による関係機関の変化

相談センターが設置され事例の応じた様々な機関会議行われるようになったことにより関係機関に変化がでてきた。

- 1) 関係機関が早期に事例を開示できるようになり担当者の負担の軽減になった
- 2) 相談センターが環境調整などの事務局を引き受けることで、現場の担当者が業務に専念できるようになった。
- 3) 事例について共通理解が進み機関の役割が明確になり、関係機関が安心してかわれるようになった。
- 4) 事例検討会議での検討を通して機関同士の信頼関係が深まり、最新の情報や支援の方向を共有化したり、事例を全体的な視点で捉えられるようになった。

7. 居場所の提供

- 1) 児童虐待防止に関しては、子育て不安を抱える母親などがほっと出来る場を提供している。
- 2) 不登校児童・生徒に対しては、親や学校からの依頼をうけて預かっている。
子供たちは親や学校から干渉されず将棋をしたり卓球をしたりして過ごしている。相談センター通所については、登校扱いとしてカウントしている。

8. 相談件数の推移

相談センターが平成13年度から4年間で受付けた相談件数は下記の通りである。

	(件)			
	13年度	14年度	15年度	16年度
実件数	68 (68)	107 (67)	132 (65)	143 (76)
延件数	1,386	2,101	2,782	3,184

実件数の()内は当該年度の新規相談件数

- 1) 年度毎の新規受付件数は、60件代で推移しているが、平成16年度では76件と増加している。
- 2) 前年度受付件数の半数程度が次年度に継続している。

3) 延べ件数では、開設時から2倍程度の増加となっている。

9. 相談種別件数（新規）

各年度の新規の受付件数を相談種別毎に分類した。

(件)

	13年度	14年度	15年度	16年度
虐待の恐れ	23	10	30	27
不登校	22	24	15	17
引きこもり	3	1	0	0
家庭内暴力	3	2	0	0
非行	3	6	1	2
その他	14	24	19	30
合計	68	67	65	76

- 1) 不登校と非行児童生徒対策については当該学校と役割分担して対策を行っているの
で、相談センターでは不登校での相談件数が多い。
- 2) 不登校の相談件数は、減少傾向にある。水巻町の不登校生徒数(中学校)は、平成
13年度25人から平成16年度は11人と減少している。
平成15年度全国平均で9.2人、福岡県で11.0人となっているので、センター設立
当初目標の県レベルをクリアしたといえる。(学校基本調査)
- 3) 虐待の恐れの数では、30件前後となっている。母親の情緒不安による虐待、
義父による虐待など深刻なものが多く、医療機関につないだり、児童相談所と密
接な連携をとりながら対応を行っている。
- 4) 平成16年度はその他の件数が増加している。ダウン症児の養育問題、子供がか
わいいと思えないなど家族からの相談14件、多動、授業妨害や母親の自殺未遂に
よりショックを受けた子どもへの対応など学校からの相談7件、友人関係に悩む
本人からの相談5件などとなっている。条例で定めている業務を越えた相談が増
えている。
- 5) 不登校、非行件数は、保護者や学校から相談紹介があった件数で、学校が把握し
ている不登校件数とは異なる。

10、関係機関会議実施件数

相談センターが平成13年度から4年間で受付けた件数のうち、関係機関会議を開催した件数及び児童相談所が関与した件数は下記の表の通りである。

(件)

	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
全相談件数	68	107	132	143	450
関係機関会議件数	20	25	37	32	114
児童相談所関与件数	8	8	14	12	42

- 1) 全相談のうち様々な機関とその都度電話などで調整・検討をしながら事例対応を行っている。関係機関会議として開催した件数は、全相談件数のほぼ4分の1程度である。また、関係機関会議のうち児童相談所が関与した件数は、ほぼ3分の1程度である。
- 2) 関係機関会議の開催についての判断は、事例の特性に基づいて行っている。事例の緊急性や、心理的、社会的、福祉的アセスメントから、関係機関の共同によるアプローチが必要と思われることが開催の主たる要因である
- 3) 事例に対して必要とする関係機関については、相談センターと児童相談所が協議し調整を行っている。

1 1、関係機関会議種別件数

関係機関会議のうち種別件数は下記の通りである。

(件)

	13年度	14年度	15年度	16年度
不登校	2	9	8	4
虐待の恐れ	11	8	17	21
家庭内暴力	7	3	6	0
非行	0	2	3	0
その他	0	3	3	7
合計	20	25	37	32

- 1) 関係機関会議件数のうち約5割が「虐待の恐れ」である。
- 2) 不登校にかかる関係機関会議は減少している。

1 2、勤労体験支援事業（平成15年1月施行・別紙—2 勤労体験支援事業実施要綱参照）

1) 目的

- (イ)不登校や非行等により中学校を卒業ご進学または就職をしていないものに対し勤労体験を通して自尊感情を醸成し、社会性の向上を図ること。
- (ロ)勤労体験を通して今後の進路に対する新たな動機づけを図ること。

2) 運営方法

- (イ)町内の協力事業所（緑地会社、和風レストラン、そば屋、青果店など8店舗）で3ヶ月間の勤労体験を行う。
- (ロ)この事業は福祉担当が窓口となって、希望者及び保護者の面接、希望する事業所の決定、事業との面接の調整等を行っている。
- (ハ)体験時間、体験内容などは、協力事業所と話し合っ決めて。また、様々なかかわりを通して体験者を支援する。
- (ニ)勤労体験に対して、町が体験者に対して費用弁償(1日2,000円)を支払う。

3) 事例紹介

- (イ)非行事例—緑地会社—他の緑地会社に就職
- (ロ)不登校事例—青果店—そのままアルバイトとして勤務

- (ハ)不登校事例ーそば屋ーアルバイト後エステで修行
- (ニ)不登校事例ー和風レストランー新聞配達
- (ホ)非行事例ー緑地会社ー現在無職
- (ヘ)不登校事例ー和風レストランーパン屋アルバイトー声優をめざす
- (ト)不登校事例ー理美容店（現在体験中）

4) 体験の経過（資料ー1 水巻町勤労体験支援事業報告書参照）

5) 課題

- (イ)体験者の年齢が18歳未満が多いので、体験支援事業から継続したアルバイトや仕事につながらない。
- (ロ)町内事業者のため事業職種が限られている。
- (ハ)体験後の進路相談に十分にかかわれない。

1.3、相談センターの特徴

- いきいき子どもネットには町議会から3名の議員が参加しており、議会からの理解が得られている。
- 0歳から19歳までの幅広い年齢層の子どもと親を対象に、それぞれの発達段階で起こる問題や課題に対応しているのでケースデータが一括管理できる。
- 相談業務だけに特化したセクションで、産業カウンセラー、社会福祉士、教師（進路指導）等の有資格者を配し、スタッフの専門性（カウンセリング、教育相談、社会資源の紹介等）を生かした相談体制がとられている。
- 教育委員会部局にあり学校との連携が常にとれている。
- カウンセリングを基礎として、相談活動がすすめられる。
- 水巻町の相談業務は、カウンセラーの態度である「自己一致」「無条件の肯定的配慮」「共感的理解」を基本とした、成長モデルによる「治そうとする」より「分かろうとする」相談業務である。
- 相談の対象者は0歳から19歳までのあらゆる相談に応じているが、相談を通して何らかの精神的に問題があると思われる場合は、相談者に配慮しつつネットワークを活用して臨床心理士や医療機関につないでいる。
- スタッフによる事例の共有（スタッフ全員がすべての事例について承知しており、所内検討を随時行っている）
- 虐待相談について初期相談及び事例に関してのコーディネート機能を有するが、町民及び各関係機関に認知が広がってきている。

- 卒業後の進路支援は、非行防止対策の一環にもなっている。
- 相談センターで児童家庭のすべての相談を受付けているので、関係機関との連携がとりやすい。
- 若年母子（希望者）に対しては、妊娠時からの相談・支援等を保健師と共同して行っている。
- 勤労体験時での悩みや体験後の進路相談としてハローワークの案内、履歴書の書き方指導、職業パンフレットの紹介などを行っている。
- 人間関係等のストレスを抱えている児童・生徒が放課後にセンターに遊びにきて職員と交流することで気持ちを落ち着け登校を続けている。
- 不登校児童・生徒にとっても遊びに来る小・中・高生たちと年齢を超えた交流が自然にでき、本人の成長の一助になっている。

水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例

(目的)

第1条 この条例は、未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図るために水巻町児童少年相談センターを設置し、あわせて運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水巻町児童少年相談センター（以下「相談センター」という。）

位置 福岡県遠賀郡水巻町古賀二丁目5番8号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 未成年者 民法（明治29年法律第89号）に規定する20歳未満の者をいう。

(2) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。

(業務内容)

第4条 相談センターは次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童虐待の防止に関する業務

イ 児童虐待にかかる相談、紹介等に関すること。

ロ 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。

ハ 関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対策のための支援及び援助に関すること。

- ニ 啓発等に関すること。
- (2) いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務
 - イ 補導及び相談に関すること。
 - ロ 調査、研究及び資料の収集に関すること。
 - ハ 関係機関、団体等との連携及び協力に関すること。
 - ニ 水巻町青少年問題協議会に関すること。
 - ホ その他未成年者の健全育成に関すること。

(子どもネットの設置)

第5条 第4条の規定による業務を円滑に実施するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、相談センターに水巻町いきいき子どもネット(以下「子どもネット」という。)を設置する。

- 2 子どもネットは、35名以内の委員をもって組織する。
- 3 子どもネットの委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 保健・医療関係の代表者
 - (2) 教育関係機関の代表者
 - (3) 福祉関係機関の代表者
 - (4) 司法関係機関の代表者
 - (5) 議会・行政職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者
- 4 子どもネットに、会長及び副会長を置く。
- 5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長の職務)